



災害時における北陸地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部長（以下「乙」という。）、社団法人全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会理事長（以下「丙」という。）、社団法人全国測量設計業協会連合会北陸地区協議会会長（以下「丁」という。）は、災害時における北陸地方整備局所管施設の災害応急対策に関する測量・調査・設計業務の実施に関し、次のとおり協定する。

なお、平成18年5月24日付けで、甲及び乙、丙、丁で交わした「協定書」は、廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、甲が直接管理又は管理委託する施設（工事中の施設を含め、以下「所管施設」という。）が被災し、その応急対策を実施するにあたり、乙、丙、丁はこれを支援するため、必要な技術者及び器材等（以下「技術者等」という。）の確保及びその動員方法を定め、以下、被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、北陸地方整備局所管施設において発生した災害箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲又は甲の所掌する事務所及び管理所（以下「事務所等」という。）の長は、所管施設が被災し、必要と認めるときは、被災状況に応じて乙、丙、丁の会員の出動を要請することができるものとする。なお、会員に対する要請は、乙を窓口に行うものとする。

- 2 乙、丙、丁の会員は、甲又は事務所等の長からの出動要請について、乙から連絡があったときは、できる限り速やかに所管施設の被災状況を甲又は事務所等の長の指示により把握し、当該災害の応急対策に関する測量・調査・設計を早急に実施するものとする。ただし、災害の状況等により、実施が困難な場合は、乙から甲又は事務所等の長へ連絡するものとする。
- 3 乙、丙、丁は、甲からの出動要請に対する連絡体制を整備しておくものとする。
- 4 乙、丙、丁は、あらかじめ応急対策に関する測量・調査・設計を速やかに実施できるよう、必要な技術者等の確保、動員の方法を定めておくものとする。

（連絡体制の窓口）

第4条 前条第3項に定める連絡体制として、甲からの出動要請を、乙の総括責任者もしくは副責任者（以下「連絡窓口」という。）が受けるものとする。

なお、丙、丁への連絡は連絡窓口が行うものとする。

- 2 乙は連絡窓口について、毎年度当初及び変更があった時は、甲に連絡するとともに連絡体制表を提出するものとする。
- 3 甲は、事務所等の長に対して連絡体制表を連絡しておくものとする。

(契約の締結)

第5条 甲又は事務所等の長の要請により、乙、丙、丁の会員が出動したときは、契約の締結及び応急対策業務の実施を、速やかに甲又は事務所等の長及び出動した乙、丙、丁の会員が行うものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、平成23年12月12日から平成24年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲、乙、丙、丁いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

また、締結後、甲、乙、丙、丁いずれかの申し出により本協定は、廃止することができるものとする。

なお、申し出の時期は、廃止する期日の1箇月以前とする。

(実施範囲の特例)

第7条 甲又は事務所等の長は、第2条に規定する実施範囲以外において、大規模自然災害等により甚大な被害が発生又は発生する恐れがあり、災害の状況により特に必要と認めるときは、乙、丙、丁の会員の出動を要請することができるものとする。

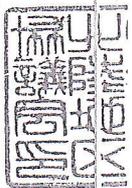
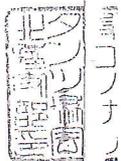
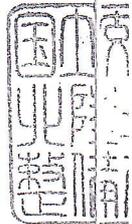
(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙、丁いずれかの責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は技術者等に損害が生じた場合、乙、丙、丁は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲と協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度協議してこれを定めるものとする。

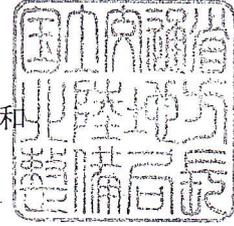
本協定書は4通作成し、甲、乙、丙、丁が各1通を保有する。



平成23年12月12日

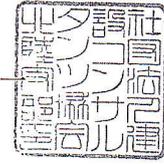
甲 国土交通省北陸地方整備局

局長 前川 秀和



乙 社団法人建設コンサルタント協会
北陸支部

支部長 寺本 邦一



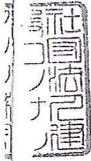
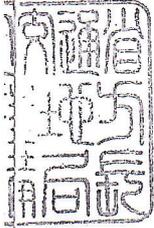
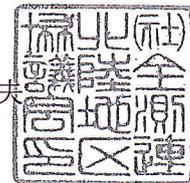
丙 社団法人全国地質調査業協会連合会
北陸地質調査業協会

理事長 大谷 政敬



丁 社団法人全国測量設計業協会連合会
北陸地区協議会

会長 古川 征夫



確 認 書



平成23年12月12日付け、国土交通省北陸地方整備局長と社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部長、社団法人全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会理事長、社団法人全国測量設計業協会連合会北陸地区協議会長との間で締結した「災害時における北陸地方整備局所管施設の災害応急復旧業務に関する協定書」（以下「協定」という）に関して、次のとおり確認する。

（隣接支部等への要請）

第1条 社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部、社団法人全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会、社団法人全国測量設計業協会連合会北陸地区協議会（以下「支部等」という）は、それぞれの包括区域外の地域において協定に基づく活動を要請された場合には、必要に応じて当該地域を包括区域とする隣接支部等の会員の出動を要請できるものとする。

（隣接支部等との協力体制）

第2条 支部等は、前条に基づく要請が速やかに行われるよう、予め隣接支部等との協力体制を確認しておくものとする。

（協議）

第3条 本確認書に疑義が生じたときは、その都度協議の上、これを定めるものとする。

本確認書は4通作成し、甲及び乙、丙、丁が各1通保有するものとする。

平成23年12月12日

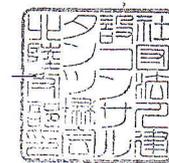
甲 国土交通省北陸地方整備局

企 画 部 長 大 寺 伸 幸



乙 社団法人建設コンサルタンツ協会

北 陸 支 部 長 寺 本 邦



丙 社団法人全国地質調査業協会連合会

北陸地質調査業協会理事長 大 谷 政 敬



丁 社団法人全国測量設計業協会連合会

北陸地区協議会会長 古 川 征 夫

